

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 6 日

関係各位

宮崎県福祉保健部医療薬務課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
手指消毒用エタノールの優先供給について

福祉保健行政の推進には、日ごろから格別の御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

標記のことについて、令和 2 年 3 月 2 7 日付事務連絡でお知らせしているところですが、今般、厚生労働省より、優先供給を実施する旨の連絡がありました。

つきましては、前回に引き続き、医療機関等から優先供給の要請を下記のとおり受け付け、購入のあっせんを行いますので、貴会会員に対して、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、前回の優先供給の実施から、以下の変更等がありましたので、ご留意ください。

- 1 本スキームにおける優先供給に係る要請は 2 週間毎に行われる予定であったが、次回以降のスケジュールは再度、国から連絡することとなったこと。
- 2 供給する手指消毒用エタノールとしては、主として医薬部外品の手指消毒用エタノールになる予定であること。

記

1 要請方法

宮崎総合医療機能情報提供システム（みやざき医療ナビ）の「お知らせ」欄にある「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」をクリックして、回答画面にアクセスしてください。

（みやざき医療ナビ：<http://www.e-navi.pref.miyazaki.lg.jp>）

2 受付期間

令和 2 年 4 月 2 1 日（火） 1 7 : 0 0 まで

3 要請の留意点

- ・供給される手指消毒用エタノール（主に医薬部外品となる予定）は各施設で購入していただきます。

- ・主に、医薬部外品の手指消毒用エタノールの予定です。
- ・メーカーや内容量の指定はできません。
- ・要請に応じられない、または、要請量より少量になることがあります。
- ・詳細については、別添「手指消毒用エタノールの優先供給における留意点」を確認してください。

3 その他

次回の優先供給の実施については、約1ヶ月後を予定しているとのことです。

今回は、4月21日（火）17：00までに申請があったものについて、厚生労働省へ要請しますので、必ず期日までに申請をお願いします。

なお、本スキームについては、厚生労働省において、随時、見直しを行う可能性がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

医療機関への供給に関するお問い合わせ
医療薬務課医療体制担当
TEL 0985-26-7451

薬局への供給に関するお問い合わせ
医療薬務課薬務対策室薬務担当
TEL 0985-26-7060



事務連絡
令和2年3月27日

関係各位

宮崎県福祉保健部医療薬務課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
手指消毒用エタノールの優先供給について

福祉保健行政の推進には、日ごろから格別の御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、今般、医療機関において新型コロナウイルス感染症対策に必要な各種防護具については、マスクを中心に、国内需給が逼迫している状況です。

また、手指消毒用エタノールについても、医療機関、高齢者施設等（薬局、障害者支援施設等（医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等を含む。）、児童福祉施設等、幼稚園を含む。以下同じ。）で不足が生じている状況です。

このような中、厚生労働省では、医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノール（医薬品及び医薬部外品。以下同じ。）の需要に対応するため、製造販売業者等の協力の下、医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノールの優先供給のスキームを構築し、同スキームに基づき優先供給の要請を受け付けております。

本県においても、同スキームを活用し、医療機関等から優先供給の要請を下記のとおり受け付け、購入のあっせんを行うこととしております。

つきましては、貴会会員に対して、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 要請方法

宮崎総合医療機能情報提供システム（みやざき医療ナビ）の「お知らせ」欄にある「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」をクリックして、回答画面にアクセスしてください。

（みやざき医療ナビ：<http://www.e-navi.pref.miyazaki.lg.jp>）

2 要請の留意点

- ・供給される手指消毒用エタノールは各施設で購入していただきます。
- ・メーカーや内容量の指定はできません。
- ・要請に応じられない、または、要請量より少量になることがあります。
- ・詳細については、別添「手指消毒用エタノールの優先供給における留意点」を確認してください。

3 その他

本スキームにおける優先供給の要請受付は2週間毎に行われる予定となっております。

初回は、3月30日（月）までに申請があったものについて、厚生労働省へ要請します。その後、2週間毎に申請を取りまとめ、要請を行っていきます。

なお、本スキームについては、厚生労働省において、随時、見直しを行う可能性がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

医療機関への供給に関するお問い合わせ

医療薬務課医療体制担当

TEL 0985-26-7451

薬局への供給に関するお問い合わせ

医療薬務課薬務対策室薬務担当

TEL 0985-26-7060